

(会 告)

一般社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士制度
超音波検査士資格更新における保留制度について

一般社団法人日本超音波医学会
理 事 長 工藤 正俊
認定超音波検査士制度委員会
委 員 長 森 秀明

一般社団法人日本超音波医学会(以下、本会と称す)認定超音波検査士資格の更新は、認定を受けてから5年間に、資格更新に必要な研修・業績単位を25単位以上取得していることとしておりますが、特別な事情(海外留学、長期の病気療養、育児・介護など)の場合は証明書を添付の上、資格更新保留申請ができることとなっております。

これまで資格更新時に特別な事情により規程の取得単位数が取得できなかった場合、保留申請手続きを行っていただいておりますが、今後は保留要件が発生した時に、保留申請が必要かどうかをご判断の上、申請を行ってください。

ただし、保有単位が既に25単位ございます場合は保留申請せずに更新することができます。

なお、保留期間中は単位の取得、検査士の呼称はできません。また、時期を遡っての保留申請はできませんのでご注意ください。

本会あるいは一般社団法人日本超音波検査学会を休会申請されている方も、休会期間中は学会活動に参加することは可能ですが、**単位の取得はできませんので、ご了承ください。**

また、資格更新時に取得単位が規定の点数に達しない場合、1年間を限度とした更新猶予の制度が設けられております。こちらは必ず猶予期間中の1年間に不足の点数を取得いただくこととなり、猶予手数料5,000円がかかります。

各種申請書類は本会web site (<http://www.jsum.or.jp/>) からダウンロードしてください。資格更新の申請を行わない場合は、**認定超音波検査士の資格が取り消されます。**

本会会員の方で資格更新単位が既に25単位を超えている方は、本会web siteの会員専用ページにて資格更新の申請ができます。その場合、書類をご郵送いただく必要はございません。

なお、本制度の適応は、2015年11月27日からとなります。